

## 岡本勇治『春日山原始林植物調査報告』の著作年について

川 端 一 弘

奈良県立図書館には複製本された岡本勇治『春日山原始林植物調査報告』が書架に納められている。30数ページの報告書である。表題や「地方委員岡本勇治」と明記されていることから春日山原始林の天然記念物指定に関わる報告書であることが分かる。

しかし、県立図書館本は文末の部分が破損して欠落しており、著作年が不明である。文中からも年代を推定する手がかりはない。この報告書を世に知らせた北川(1997)は「『春日山原始林植物調査報告』は謄写印刷の冊子であり奈良県立図書館に所蔵されているが、それは32ページまでで、最後の2ページ(?)が欠けている。そのため、奥付がないので発行年月日がわからない(大正13年であろうとの見当はつく——春日山原始林は大正13年12月9日に国の天然記念物に指定されており、岡本の調査報告はその指定を申請するためのものであったと思われる)」と説明している。「最後の2ページ(?)」とされているのは岡本(1926)が『史蹟名勝天然記念物』に投稿した文が、この調査報告を加筆したものであるからである。北川は「岡本(1926)は、上記の報告書の内容を一般の読者向きに書き換え、『春日山原始林の生態的特徴とその保存に就て』という連載記事を発表した」と適切な記載をしている。著作年は大正13年であろうとの推量である。

川端(1999)は、三好学(1933)の岡本への追悼文に“岡本氏の調査された春日山の植物は大正12年に起草された「報告」(未刊行)に詳述してある。”の文言が見つかったことより、大正12年著作説を採用した。このように、『春日山原始林植物調査報告』の著作年については、はっきりとした見解が得られていない。

その後、奈良県公文書を調べるうちにいま一つの『春日山原始林植物調査報告』を発見した(川端, 2001)。それは昭和4年に奈良県史蹟名勝天

然記念物調査会総会において提出報告された謄写版印刷のものである。いま仮にこちらの調査報告を総会本と呼び、前書と区別して論をすすめることにする。なお、天然記念物は当時、天然記念物と表記されていたが、ここでは天然記念物に統一する。

前書と総会本を比較すると、書体から同じ人が謄写版を切ったことがわかる。両者は文字の大きさが異なりそのためにページ数がすこしずれている。ページの表示位置、つまりノンプルの位置も異なっている。しかし、こうした体裁の違いはあるが、内容は誤記と思われる数文字の違いがみられるのみで同文である。このため、両者は版が異なるのみで同じものといえ、総会本から欠落した部分の復元が可能である。欠落したと思われる部分を以下に記してみる。

(殊にその価値の純正植物学的に至大)なるあるを以て、是れまた純正植物学上よりの厳正なる処置をなすこと尤も賢要なる条件なるべく、就中奈良公園の生命の純日本古典的なるにあれば特にその美性の如上諸要素ともよく調和すべきは勿論なり

一九二六. 三. 五.

(以上26頁終四行目よりは「春日山原始林保存に関する私見」) (完)

あとに続く『妹山原生林植物調査報告』に「印刷所 同胞会印刷部」とある。

欠落していた部分は上記の数行であることが判明する。また大正15年3月5日の日付があり、この日が完成年月日である。

最後に「26頁終四行目よりは」と追記がある。総会本でこの該当する部所を見ると、文章の途中であり、「春日山原始林保存に関する私見」とは符合しない。前書においても符合しない。しかし、26頁を29頁の誤記とすると前書は「次は予はこの奈良公園の特性に基き同公園経営上の理想的私見

の一端を述べむ。」となり文意と符合する。総会本は29頁としても符合しない。このことから考慮すると両者の関係が判明する。つまり前書が原本であり、総会本はまさしく奈良県史蹟名勝天然記念物調査会の要望により天然記念物報告のため総会用に再プリントされたものであることがわかる。すなわち、『春日山原始林調査報告』は1926年3月5日に著作が完成し、その後印刷されたことが前書と総会本との関係から明らかになった。

それでは三好が大正12年起草とした「報告」とは一体何を意味するのであろうか。

奈良県より天然記念物指定の申請がなされるにあたり、申請理由として調査報告が添付されていないことはまずありえない。しかし、奈良県立図書館所蔵の奈良県公文書には通達や連絡に関する書類は残されているが、申請に関する書類は残されていない。文化庁に残された書類も同様なものがほとんどである。ただ、例外として仏経ヶ岳原始林に関して白井光太郎の調査報告が残っている。その報告文は白井が『史蹟名勝天然記念物』に掲載した「奈良県吉野郡に於ける天然記念物中植物に就て」（1921、大正10年）の文とほぼ同文である（内務省の『天然記念物調査報告』の仏経ヶ岳原始林報告は、白井が書き改めた別文である）。つまり仏経ヶ岳原始林等に関しては、天然記念物指定申請のための調査報告を白井が行なっているのである（指定日は大正11年10月12日）。

春日山原始林については、吉井義次が大正13年2月付けの「奈良県春日山原生林調査報告」（吉井、1924→1926）を報告している。春日山原始林の植物相の特色を簡略かつ適切に記載しているが、紙面の過半数を原始林の保存に対する意見に費やしている。

大正12年6月13日の大阪朝日新聞大和版によると

奈良公園の改良計画 県では過般来奈良公園の改良計画を樹て（中略）花山芳山の施業案を樹てた（中略）農商務技師等は既に同案を可としているようだが三好理學博士等は同山には貴重なる植物学界の資料尠からず一木一草たりとも伐採するを不可としているので県は更に内務省より堀切地理課長（筆者注、9日来県、12日帰京）の出張得十一日成毛知事、斎藤内務部長、坂田公園課長等の案内で実地

調査を試みた結果堀切課長も大体に於て是とした模様更に今明日頃農商務囑託の吉井林學士来県視察の筈で、愈決定の上は大正十三年度より実施さるるだろう（後略）

とある（『奈良公園史』に引用あり）。吉井は大正12年6月15日に来県し、春日山の芳山、花山地区を視察している。大阪朝日新聞大和版6月15日には「県公園課では、山岳熱の鼓吹と奈良公園花山芳山の勝景を紹介する目的で十七日午前八時公会堂集合、奈良市内官公衙其他の有志の裏山視察を行ふ」とある。吉井の調査にあわせて官公署の人員を動員したふしが窺える。6月20日には吉井の談話が掲載されている。長文になるが引用したい。（句読点は筆者）

珍重な学界の資料 施業案は歓迎しない 春日山実査を終へて吉井内務囑託語る 既報、十五日来県の内務省囑託吉井理學士は県史蹟名勝天然記念物調査地方委員岡本勇治、津田県属等と共に連日の豪雨を冒して春日山、花山、芳山を隈なく視察し、県が計画に係る施業案と対照し之れが保存方法、区域其他に関し種々調査を遂げる所あり。十八日午後七時五十五分発帰京した。春日山の天然林に就ては学界の貴重なる資料として珍重されつゝある所であり、今回の堀切課長、吉井囑託等の実査に依り近く天然記念物として保存方法を講せらる事となる模様である。吉井囑託を訪へば語る。

県の施業案なるものを聞くに花山、芳山の植林必要の部分に対してを行ふと共に、花山春日山の天然林を少し伐採して財源に宛てたもの、やうだが、春日山の如き都市に接した位置にある原生林は殆ど他の類例なく、強ひて云へば巖島位のものである。而も夫が熱寒兩帯の植物を有すると云ふ学界に於ける珍重のものであるに、此の土地から云ふも、奈良は春日なるもの、背景を示しているものを、換言すれば奈良春日の人格である。財政さへ許せば、今迄に国家の手に依って当然保存すべきものと確信する。それを生半可な施業すると云ふ事それ自体が既に誤っている。即ち立派な人格を削り取って上からフロックを着せるのと同じ事だ。一体林業家はよく経済的打算したがる。放って置けば腐朽するから金

に代へて施業すると云った考へを出す。併し乍ら今の春日山は原生林である所に価値があり、古来禁材の御蔭で今日の春日山を作り出したもので、幾千年の後に雖も樹種こそ変われ、春日山は立派な人格を失はない。而して施業案なるもの、既に林学家の主観的観察に依るもので頗る不自然なものに属す。更に之れを林業の立場から云ふも奈良県は林業国と称しているに拘はらず、他府県の如く御料林の如き立派なものがない。先年朝鮮林業の失敗を招いた時、最も役に立ったのは朝鮮古来の樹であった。その意味に於ても林業家たるもの、保護すべきものは、春日の如き原生林であらねばならぬ。高取山の如き及ぶ所でない。今回の調査結果に就ては、帰京後相談する筈だが、要するに芳山、花山の如き当然植林すべきものを除き、原生林を伐る事は歓迎しない。然し、県がそれ程迄に財源涸渇して居れば仕方がないから、花山、春日山の差支へない部分に対し或る程度迄は辛抱する云々とある。県公園課主催の裏山視察は当日雨天中止となっている。

吉井の調査報告は、植物に関して岡本の調査報告に依拠していると思われる部分もある。紙面の過半数を春日山原始林の保存にあてているのは、上記のことが背景にある。

三好もまた公園課の施業案に反対していることから、このころには天然記念物指定のための申請書が内務省に提出されていただろう。そのことが三好が施業案を知る因であろう（三好はナラノヤエザクラ、ナギの調査、講演会で短い逗留であるがたびたび来県している）。春日山原始林を天然記念物に指定するための申請は、この時点より以前に提出されていたことが窺える。三好が岡本の「報告」は大正12年に起草したと記載しているのも肯ける。

岡本は『史蹟名勝天然記念物』に連載した最終回では、「春日山原始林の保存及奈良公園の経営に関する私見」と副題をつけている。総会本で確認したごとく調査報告の文末には「春日山原始林保存に関する私見」と但し書きが加筆されている。「春日山原始林保存に関する私見」は、このような背景と関係があるのだろうか。

奈良公園改良の「公園林（当時県では春日山原

始林をこのように呼んでいた）経営改良案」（詳細は『奈良公園史』を参照されたい）は大正13年4月5日に認可となった。その認可を伝える内務省地理課の書類の末文には「追テ保存地帯ハ天然記念物トシテ指定スベキヤ議モ有之候ニ付、現状ヲ変更セサルコトニ御注意相成度候」とある。

このように春日山原始林にたいする見解が、県公園課と植物学者の間では大きく相違していたことが理解できる。

以上のことから前書である『春日山原始林植物調査報告』は、大正12年起草の「報告」が原型をなすものと思われる。

『春日山原始林植物調査報告』は、謄写印刷を行なった印刷所が同じことから1926年ごろに何らかの理由で県の調査会が製作したのではないだろうか。いずれにしても1926.3.5.に完成したことは間違いがない。

#### 参照資料

- 岡本勇治（1926）. 春日山原始林の生態的特徴とその保存に就て. 史蹟名勝天然記念物. 1.
- 川端一弘（1999）. ナラノヤエザクラ天然記念物指定についての一検証. 奈良植物研究会会報. 67
- （2001）. 新たに見つかった岡本勇治の調査報告. 奈良植物研究会会報. 74.
- 北川尚史（1997）. 岡本勇治 奈良県植物研究の先駆者. 大和植物志. 覆刻版.
- 白井光太郎（1921）. 奈良県吉野郡に於ける天然記念物中植物に就て. 史蹟名勝天然記念物. 4（11）.
- 三好 学（1933）. 奈良県天然記念物保存に関して岡本勇治氏を想ふ. 史蹟名勝天然記念物. 8.
- 吉井義次（1926）. 奈良県春日山原生林調査報告. 天然記念物調査報告. 5.
- 奈良県公文書（1930）. 昭和五年乙名勝旧蹟一件.
- 奈良公園史編集委員会（1982）. 奈良公園史.